

第1回インターカレッジ・ネゴシエーション・コンペティション規則
(2002年10月15日現在)

1. 規則

- (1) 第1回インターカレッジ・ネゴシエーション・コンペティションは本規則に基づき行われる。
- (2) 本規則は運営委員会によって随時修正されることがある。その場合には、各参加大学に対して速やかに通知される。

2. 日程・場所

- (1) 本コンペティション開催の日程・場所は以下のとおりとする。

- ①日程 11月16日(土)・17日(日)
- ②上智大学 東京都千代田区紀尾井町7-1

- (2) コンペティション当日までの日程は以下のとおりとする。

- ①登録期限 10月23日(水) 12:00
- ②問題配布 10月15日以降、随時配布する。
但し、秘密情報は組み合わせが決定した後に配布する。
- ③組合せ通知 10月28日(月)(予定)
- ④問題・規則への質問期限 11月7日(水)

3. 運営委員会

- (1) 本コンペティションの運営委員会は、各参加大学の教員各1名により構成される。
- (2) 問題、規則の内容等についての質問は運営委員会に対して電子メールで行うものとする。運営委員会のアドレスは、negocom@osipp.osaka-u.ac.jp である。
- (3) コンペティション前日までの各大学への運営委員会からの連絡は、原則として、登録された代表者及び指導教員に対し、登録された電子メールアドレスへの電子メールの発信をもって行うものとする。

4. 登録

- (1) 本コンペティションは大学対抗とする。各大学は所定の書式により登録期限までに必要な登録を行うものとする。
- (2) 日本語により交渉を行う部(日本語の部)と英語により交渉を行う部(英語の部)に分かれる。登録にあたっては、各参加者が日本語の部、英語の部のいずれに参加するかを特定しなくてはならない。
- (3) 各大学からの参加人数は自由とする。
- (4) 各大学は各部ごとに運営委員会とのやりとりを担当する代表者(2名以内)を指定する。

5. 問題

- (1) 問題は運営委員会より各大学の指導教員を通じて配布する。各大学に対しては、
- ①全ての参加者に対して共通する一般情報
 - ②問題における一方当事者に特殊の秘密情報
- が配布される。1つの大学の参加者は全員が同じ一方当事者となる。
- (2) 問題についての質問は質問期限までに電子メールで運営委員会に対して行わなければならない。それ以降の質問は一切受け付けない。質問があった場合、運営委員会は、①質問の内容、②質問に対する回答を、一般情報についての質問の場合には全ての参加者に、秘密情報についての質問の場合には該当する一方当事者に、各大学の指導教員を通じて通知する。但し、問題の性質上、回答を行わないものもある。その場合には回答を行わない旨を通知する。
- (3) 審査員、指導教員に対しては、一般情報、双方当事者の秘密情報が配布される。
- (4) 運営委員会は随時問題文の追加、修正を書面で行うことがある。

6. 基本的構成（タイムテーブルは別紙1）

- (1) 本コンペティションには日本語の部、英語の部が設けられる。
- 本年度の問題は、日本のメーカーと米国の印刷業者との間のデジタル・プリンターの売買取引に関連して発生した紛争の解決のための交渉及び仲裁を題材とする。各大学は日本のメーカーあるいは米国の印刷業者のいずれかを担当する。米国の印刷業者が仲裁の申立てを行ったため、両社の紛争は仲裁人による仲裁裁定に付されることとなったが、仲裁人による審理（ラウンドB）の前に改めて当事者間で和解交渉（ラウンドA）を行うこととなっている。和解交渉で完全な決着を得ることは難しいが、最後にもう一度交渉を行い、当事者間で一部分でも合意を得ることができれば、より円滑かつ当事者にとって望ましい仲裁とすることができると考えたためである。
- (2) 各大学は参加者を以下のいずれかの職務に就かせなくてはならない。
- 参加者数が6名を下回る大学については、②→③→④→⑤の順番に省略することができる。
- | | |
|--------------------------------|-------|
| ①社長 (President) あるいは CEO | 1名 |
| ②副社長(Executive Vice President) | 1名～2名 |
| ③法務部長・部員 | 1名～2名 |
| ④営業部長・部員 | 1名～2名 |
| ⑤技術部長・部員 | 1名～2名 |
| ⑥社外弁護士 | 1名～3名 |
- (3) 参加者が前項のいずれの職務を担当するかについては、11月8日までに所定の書式により登録しなくてはならない。各役職を担当する者は、自己の役職に必要な観点を意識して交渉に臨むものとする。各役職が具体的にどのような役割を持つかについては各大学の裁量に委ねられるが、審査員により説明を求められることがある。

(4) コンペティションは以下の2つのラウンドから構成される。

①ラウンドA

～二大学間での相対の交渉を行う。

～各大学のどのメンバーが交渉に参加するか、どのような手順で交渉を行うかも二大学間の交渉による。

～ラウンドA終了時に合意された事項についての書面を作成する（手書きで可）。当該書面はラウンドBにおいて仲裁人に提出される。

～交渉終了後、各大学は審査員の前で自己評価する。

②ラウンドB

～善と衡平に基づく仲裁形式で行う。

～前日のラウンドAで合意された事項がある場合には、当該合意事項は仲裁手続においては和解済みの事項として争点から除かれる。

～各大学は発言の権利を有する5名の代表者を選出する。このうち1名は社外弁護士である必要がある。代表者以外の発言は許されない。

(5) ラウンドAとラウンドBは同一の大学で対戦する。

7. ラウンドA

(1) ラウンドAは3時間00分とする。

(2) ラウンドAにおいて、各大学の誰と誰が、どのようなかたちで、どのような順番で（一度に全員が交渉しても差し支えないし、役職毎の交渉を行っても差し支えない）交渉を行うか、休憩をとるかどうか、交渉の場所をどうするかは両大学の交渉による。但し、以下の条件を満たさなくてはならない。

①交渉の場所については予め運営委員会により定められた場所の中から選択すること

②全ての参加者がチーム全体がうまく機能するように役割を分担し、かつ、その役割を実践すること（実質的に参加していないと思われる者がいる場合には相当の減点の対象となるほか、運営委員会による警告の対象となる場合がある）。

(3) 前項の交渉の方法・参加者・場所について合意が整った場合には、審査員に報告せねばならず、了承を得ねばならない。審査員は、審査に障害がある場合、本会の適切な運営の妨げとなる場合を除き、了承するものとする。

(4) 交渉が終了時点までに合意に至っている事項については合意書を作成し、審査員に提出する。合意書の記載はラウンドBにおける仲裁では和解済みの事項として争点から除かれる。

(5) 交渉終了後、15分間の自己評価の準備のための時間が与えられる。

(6) その後、じゃんけんで勝ったチームから先に、各15分、審査員の面前で自己評価を行う。自己評価においては、

①もし、明日同じ状況で交渉を行ったとしたら、どの部分を同じように行い、どの部分を違うように行うか

②用意していた戦略はうまく機能したか

③交渉の結果は望ましいものであったか

について、各々理由を付して5分以内で説明を行った後、審査員からの質疑に答える。自己評価には相手方チームは同席しない。

8. ラウンドB

- (1) ラウンドBは3時間とする。
- (2) ラウンドBは仲裁で行われる(調停等との違いに留意すること)。仲裁廷は2名または3名の仲裁人(審査員)で構成される。このうち1名を主仲裁人とする。仲裁廷の判断は多数決によるものとし(但し、審査は各仲裁人が独立で行う)、多数が得られない場合には主仲裁人の判断が仲裁廷の判断として扱われる。
- (3) 各大学は発言権を有する5名の代表者を選出し、ラウンドB開始時に仲裁人にリストを提出する。リストにない者は仲裁時間中に代表者にメモを渡すことが許されているが、発言は認められない。各大学は、ラウンドBの中断時間において、仲裁人の許可を得てこの代表者を変更することができる。
- (4) 仲裁は問題、ラウンドBにおける当事者の主張、ラウンドBにおいて当事者が提出した資料、ラウンドAにおいて作成された合意書(予め仲裁人に手交されるものとする)に基づき行われる。
- (5) 仲裁は「善と衡平」に基づいて行われる。「善と衡平」とは、誠実、公平、正義を実現するような社会通念・条理をいう。「善と衡平」によって判断する場合、いずれかの国の法や法律を適用することはない。
- (6) 仲裁手続はICCの仲裁規則によることとなっているが、本コンペティションでは、特に、15条、16条、17条、20条、21条、22条のみを適用する(他の条文は適用しない)。但し、本規則に別の定めがあるときは本規則が優先する。本コンペティションに適用されるICC仲裁規則の条項及び本規則のいずれにも規定のない事項については仲裁廷が決定する。
- (7) ラウンドBの冒頭において、各大学は20分間以内で自己の主張を陳述する機会を与えられる。その後の反論や陳述の機会、順番などの仲裁手続の進行の一切は仲裁廷が決定する。
- (8) 一般論として、ある主張を行う当事者の側にその主張を裏付ける事実、論理等を問題文、資料等により証明する等して、各仲裁人を納得させる義務があることに注意すること。
- (9) 各チームは1時間あたり5分の中断時間を請求することができる。但し、仲裁人は手続の進行上、直ちに中断時間をとることが適当でないと考えたときは、20分以内で中断時間を遅らせることができる。

9. 資料の提出

- (1) 各大学は、自己の主張を裏付けるために資料を用いて主張することができる。
- (2) 各参加者が自分自身のみで使用するためのノート、メモ、コピー等はこれに含まれない。
- (3) 資料は、交渉に臨んでいる相手方の全ての参加者及び審査員に対して完全なコピー

が手交された場合にのみ使用できる。

- (4) 手交されたが実際に使用されなかった資料は審査の対象とならない。
- (5) 日本語の部では資料には日本語の訳文が添付されなければならない。訳文の誤りは3点を上限に各ラウンドの得点から減点される。
- (6) 英語の部では英語以外の資料を用いることはできない。

10. 審査

- (1) ラウンドAは各対戦について2名または3名の審査員により審査される。ラウンドAは別添2の審査基準により審査される。
- (2) ラウンドBは各対戦について2名または3名の仲裁人により審査される。ラウンドBは別添3の審査基準により審査される。
- (3) ラウンドAとラウンドBは異なる審査員が審査することを原則とする。同じ審査員が審査する場合、審査員は合意書に記載された事実、その他、ラウンドBで当事者により陳述された事項を除き、ラウンドAの内容をラウンドBにおける審査の対象としてはならない。
- (4) 審査員は運営委員会が決定する。
- (5) ラウンドA、ラウンドBのいずれについても一部の審査員から講評を行うが、各審査員が行った個々の審査結果は公表しない。
- (6) ラウンドB終了後、ラウンドA、ラウンドBの得点及びその合計点を各大学について公表する。各大学のチーム数が複数となる場合には、チームが獲得した得点の平均点をもって各大学の得点とする。
- (7) 本コンペティションのために各大学の指導を行った者は自身が指導した大学の対戦を審査することができない（本コンペティションのための指導に携わっていない教員は、自身の所属大学の審査を担当して差し支えない）。
- (8) 審査員は記録をとって差し支えない。
- (9) 審査員は各ラウンド終了後20分以内に採点表を運営委員会に提出する。
- (10) 各審査員は独立して審査し、ラウンドA、ラウンドBとも3名の審査員の合計得点が各大学の得点となる。但し、各審査員が審査に際して意見を交換することを妨げるものではない。
- (11) 運営委員会は審査員と事前の打合せを行い、審査基準が平準化するように努力する。

11. 教員等の援助

- (1) 各大学の指導教員による事前の指導は勸奨されている。
- (2) 各大学の指導教員は、ラウンド中には指示、アドバイス、質問への回答を行うことはできない。

12. 服装

ラウンド中はビジネス交渉に相応しい服装を着用せねばならない。

13. 表彰

- (1) ラウンドA、ラウンドBの合計得点で第一位の大学を最優秀として表彰する。
- (2) 得点と同じ場合には、満点をとった項目の数により、満点をとった数と同じ場合には、ラウンドBにおける項目4の得点により、それも同じ場合には代表者によるじゃんけんによる。

14. 禁止事項

以下の事項は禁止する。

- ①本コンペティションに関する前の他大学との通信、交渉（面談、電話、メールその他の手段を問わない）
- ②本規則に禁止すること
- ③運営委員会の指示に従わないこと
- ④審査員の指示に従わないこと
- ⑤著作権の侵害等法令に反すること

15. ルール違反

運営委員会が本規則に違反したと認めた大学（警告の対象となった大学を含む）については表彰を行わない。

16. 不服申立

他大学がルールに従っていないことについての不服申し立ては、各ラウンドの終了後5分以内に各大学の代表者が運営委員会に対して行われなくてはならない。運営委員会は不服があったと主張される大学の代表者の主張を聞いたうえで、判断を下す。判断は、不服申立を行った大学の代表者、不服申立の対象となった大学の代表者に対して伝えられる。運営委員会の判断は最終的なものであり、異議を申し立てることはできない。

17. ビデオ撮影

参加者は、本コンペティションはビデオに撮影され、今後の教育・広報に使用されることがあることを了承するものとする。

18. 費用

- (1) 本コンペティションへの参加のために要する費用は参加者個人が負担することを原則とする。
- (2) 本コンペティションについては、住友グループ広報委員会の後援を得ている。住友グループ広報委員会からの後援金の使途は運営委員会に一任されるものとする。